

授業科目名	【Gカリキュラム】 行政法(総論)Ⅱ ※本年度は開講せず 【EFカリキュラム】 行政法総論Ⅱ	選択	開講年次	【G】2 【EF】2	単位数	【G】2 【EF】2
科目区分	専門科目：【G】教科及び教科の指導法に関する科目 (-・-・-・-) / 【EF】教科及び教科の指導法に関する科目 (-・-・-・-)					
担当形態	単独	【G】教員の免許状取得のための (-・-・-・-) 科目 【EF】教員の免許状取得のための (-・-・-・-) 科目				
施行規則に定める科目区分又は事項等						
サブタイトル	行政法総論の後半部分を学ぶ(行政救済法を除く)		担当者	八木 保夫		
授業概要	<p>【概要】</p> <p>行政をめぐる事象の法的検討に必要な行政法理論の基礎を体系的に修得することを目的とする。その際、判例や具体的事例を素材とし、難解な議論に陥ることのないように留意する。行政救済法を除いた行政法総論の後半部分を本講の対象とする。</p> <p>【到達目標】</p> <p>行政法、とりわけ行政作用法は、行政庁の各種行為形式を通じて私達の生活の諸側面に密接に関連しているということを理解し、私人間の法律関係との基本的相違を理解することができる。</p>					
履修条件	行政法総論Ⅰは履修済みであること。また、憲法概論、行政法概論、民法概論を履修していることを前提として、講義を進める。					
教科書・参考書	<p>【教科書】</p> <p>藤田宙靖著『行政法入門(第7版)』(有斐閣、2016年)</p> <p>【参考書】</p> <p>大橋洋一『社会とつながる行政法入門』(有斐閣、2017年)・島山武道・下井康史編『はじめての行政法(第2版)』(三省堂、2012年)</p> <p>宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ(第7版)』(有斐閣、2017年)</p> <p>宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅱ(第7版)』(有斐閣、2017年)</p>					
授業回数	授業内容					
1	はじめに(ガイダンス)		予習：行政法総論Ⅰの復習			
			復習：総論Ⅰの理解が不十分な点についての確認			
2	行政立法(1)		予習：教科書第8講第1節			
			復習：行政立法の必要性について考える			
3	行政立法(2)(行政立法の諸類型)		予習：教科書第8講第2節			
			復習：各種の行政立法について理解する			
4	行政立法(3)(法規命令・行政規則)		予習：教科書第8講第3・4節			
			復習：法規命令・行政規則の法的性質について理解する			
5	行政の非権力的活動形式		予習：教科書第9講第1節			
			復習：公権力を行使しない行政の活動形式を理解する			
6	行政契約		予習：教科書第9講第1節			
			復習：行政契約の意義や手法について理解する			
7	行政指導		予習：教科書第9講第2節			
			復習：行政指導の法的性格について理解する			
8	行政の実効性の確保(1)(概説)		予習：教科書第10講第1節			
			復習：行政目的を実現する各種の手段について理解する			
9	行政の実効性の確保(2)(行政上の強制執行)		予習：教科書第10講第1節			
			復習：現行法上の強制執行制度について理解する			
10	行政の実効性の確保(3)(間接的強制制度1—行政罰)		予習：教科書第10講第2節			
			復習：行政罰について理解する			
11	行政の実効性の確保(4)(間接的強制制度2—行政罰以外の手段)		予習：教科書第10講第2節			
			復習：行政罰以外の間接的強制手段について理解する			
12	行政の実効性の確保(5)(即時強制)		予習：教科書第10講第3節			
			復習：即時強制について理解する			
13	行政の実効性の確保(6)(行政調査)		予習：教科書第10講第3節			
			復習：行政調査について理解する			
14	行政法の各分野における主要判例の総括		予習：行政判例百選Ⅰ・Ⅱ			
			復習：各分野で学習した行政判例の主要なものを総復習する			
15	おわりに(行政の様々な手法について)		予習：行政法総論Ⅱの復習			
			復習：種々の行政活動について理解を深める			
評価方法	授業の進行に応じて複数回の小テストを実施するほか、授業中の質疑応答や授業態度をも考慮に入れ、それらを総合評価する(おおむね、小テスト総計80%、質疑応答・授業態度20%とする)。					
評価基準	身近に存在する行政法の役割・特徴について十分理解し文章等で説明できる者は程度に応じてSまたはA評価、行政法の特徴についてよく理解できる者はB評価、行政法で使用される用語の意味について一応の理解ができる者はC評価、C評価に満たない者については程度に応じてDまたはE評価とし、小テスト欠席等、評価不能な者に対してはF評価とする。					
その他	講義中の私語、携帯電話の使用など受講態度の悪い者には、厳しく対処する。 ※G判：法【-】疎【-】情【-】/EF判：法【-】疎【-】経【-】					